

公益財団法人 仙台市医療センター 仙台オープン病院 「地域医療連携システム」(オープンネット) 利用者規定

第1章 総則

(目的)

第1条 この規定は、公益財団法人仙台市医療センター 仙台オープン病院（以下「仙台オープン病院」という。）が設置する仙台オープン病院地域医療連携システム（以下「オープンネット」という。）の利用について必要な事項を定めるものである。

(利用者)

第2条 利用者とは仙台オープン病院登録医（当該医療機関職員を含む）のうち本規定に定める ID 番号、パスワード、認証装置等の登録を完了したオープンネット参加者のことをいう。

(利用者の責務)

第3条 利用者が、オープンネットを利用するに際しては、著作権法(昭和45年法律第48号)及び個人情報保護条例および法を遵守しなければならない。

- 2 利用者は、オープンネットを通じて入手した診療情報については、適正な利用に努めるとともに、診療又は説明目的での利用閲覧以外の用途では、これを複製・公開・提供してはならない。
- 3 利用者は、オープンネットに関する情報セキュリティに十分注意し、ID 番号、パスワード、認証装置は利用者以外の者に利用させてはならない。
- 4 利用者は、オープンネットに接続する端末には、セキュリティを維持し、システムを適正に稼働させるためにウイルス対策ソフトを導入し、常に最新のウイルス定義に更新しなければならない。
- 5 利用者は、ID 番号、パスワード、認証装置などを紛失した場合には、速やかに仙台オープン病院に届け出なければならない。
- 6 認証装置を紛失した場合は、認証装置の再発行費用として5,000円を納付する。

第2章 オープンネットの利用

(利用者資格等)

第4条 オープンネットを利用できる者は第2条に定める利用者資格をもつ者のみとする。

- 2 オープンネット利用を希望する者は、仙台オープン病院が定める利用申込書を提出する。
- 3 仙台オープン病院は、利用申込書の内容を確認し、適切と認めたときは、すみやかに ID 番号、パスワード、認証装置を登録及び発行するものとする。
- 4 オープンネット利用を中止しようとする者は、利用中止届出書を仙台オープン病院に届け出なければならない。

(オープンネットの利用形態)

第5条 利用者は、認証装置を備えたネットワーク端末を用いてシステムにアクセスし、情報発信・受信を行うものとする。

(利用時間と保守対応)

第6条 オープンネットの利用は、365日常時可能とする。ただし、定期的な保守の場合は、仙台オープン病院は利用者に対して、事前に通知をした上で運用を停止する。緊急に保守点検・修理が必要となった場合には予告なく運用を停止することがある。

- 2 オープンネットの円滑な運用を維持するために必要な場合、仙台オープン病院は、オープンネットに関する機能若しくは利用時間の変更又は停止を行う。その場合、仙台オープン病院は利用者に対して、事前にその旨を連絡するものとする。
ただし、緊急の場合等は、この限りでない。

第3章 機能の登録・削除

(ID番号等の取り消し)

第7条 利用者が次の事項のいずれかに該当したときは、ID番号等は取り消しをするものとする。

- 1 本規定の利用者が利用中止届出書を提出し受理されたとき。
- 2 法令又は本規定の各条項に違反したとき。
- 3 オープンネットの保全又は個人情報保護のため仙台オープン病院が特にID番号等の取り消しの必要を認めたとき。

第4章 その他

(その他必要事項)

第8条 この規定に定めるもののほか、必要な事項については、仙台オープン病院が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規定は、平成24年4月2日から施行する。